

各 位

平成23年4月20日

会社名 株式会社 東京放送ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石 原 俊 爾
コード番号 9 4 0 1 東 証 第 一 部
問合せ先 経営戦略部長 成 合 正 和
電話番号 0 3 - 3 7 4 6 - 1 1 1 1

当社株式買取請求に関する買取価格の確定について

平成22年7月7日付け当社プレスリリース「当社株式買取請求に関する東京高等裁判所の価格決定について」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、平成21年4月1日付けで実施いたしました当社テレビ放送事業及び映像・文化事業を株式会社TBSテレビへ承継させる吸収分割に反対する楽天株式会社（以下、「楽天」といいます。）ほか1名の株主から、会社法第785条第1項に基づく当社株式の買取請求を受け、同年5月1日付けで東京地方裁判所に対して当該買取請求に係る株式（以下、「請求対象株式」といいます。）の買取価格決定の申立てを行っておりました。この申立てにつきましては、平成22年3月5日付けで同地裁において買取価格を1株あたり1,294円とする旨の決定、また、同年7月7日付けで東京高裁においても同じく買取価格を1株あたり1,294円とする旨の決定がそれぞれなされましたが、これを不服とする楽天の抗告許可の申立てが平成22年8月16日付けで同高裁によって許可されたため、最高裁判所において抗告審の審理が進められておりました。この抗告審につきまして、最高裁は、平成23年4月19日付けで当該抗告を棄却する旨の決定（以下、「本決定」といいます。）を行い、本日、当社は本決定の送達を受けました。本決定によりまして、請求対象株式の買取価格が、当社の申立て当初からの主張どおり、1株あたり1,294円で最終的に確定いたしましたので、ここにお知らせいたします。

なお、楽天は、平成22年7月9日付けで最高裁に特別抗告の申立ても行っておりましたが、この特別抗告につきましては、同年9月9日付けで取り下げられております。また、楽天以外の株主1名につきましては、特別抗告及び抗告許可の申立てがいずれも認められなかったことを受けまして、東京高裁の決定価格である1株あたり1,294円にて同株主保有の請求対象株式100株の買取りを平成22年8月末日付けで実行済みです。

一方、楽天の請求対象株式につきましては、平成21年7月27日付け当社プレスリリース「当社吸収分割に係る反対株主の株式買取請求に関する株式買取代金の仮払いについて」にてお知らせいたしましたとおり、当事者間の合意により、同年7月31日に400億円を楽天に対して仮払いしており、さらに平成22年3月24日付け当社プレスリ

リース「当社吸収分割に係る反対株主の株式買取請求に関する株式買取代金の追加仮払いについて」にてお知らせいたしましたとおり、東京地裁による決定後の同月25日に、決定額である1,294円を仮の買取価格とみなした場合の買取代金総額の残額に当たる約89億円を、同じく楽天に対して仮払いしております。このため、それら仮払金相当部分に対する会社法第786条第4項所定の年6分の利息については、それぞれの仮払実施日以降発生しておりません。

当社といたしましては、今般確定した上記買取価格に基づき、楽天との間で買取手続を適切に進めてまいります。本件の買取りが今後の業績に与える見通し等につきましては、買取手続の完了を待って速やかにお知らせいたします。また、楽天から買い取る請求対象株式につきましては、当社において当面保有する予定ですが、当社の今後の資本政策及び企業価値向上の観点から適宜適切に検討した上で、当社において、今後当該株式の取扱いについて具体的な決定を行い公表すべき状況が発生した場合には、速やかにお知らせしてまいります。

以 上